

福島市一般廃棄物処理基本計画 (概要版)

令和3年2月

福島市

計画の基本的事項

【一般廃棄物基本計画とは】

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、一般廃棄物（ごみ・生活排水）の減量化、資源化と適正な処理を推進するための基本的な方針を示すもので、「ごみ処理基本計画」と「生活排水処理基本計画」から構成されます。

本市では、平成 26 年 8 月に策定した現計画の計画期間が、令和 2 年度までであることから、計画の進捗状況、社会情勢の変化を踏まえ、新たな計画を策定しました。

【計画期間】

令和 3 年度～令和 7 年度（5 年間）

一般廃棄物処理基本計画
ごみ処理基本計画 生活排水処理基本計画

ごみ処理基本計画

1. ごみ処理の現状

【ごみ総排出量の推移】

ごみ総排出量は、震災以降増加し平成 27 年度をピークに減少傾向にあるものの、1 人 1 日当たりのごみ排出量は全国的に見て多い状況です。

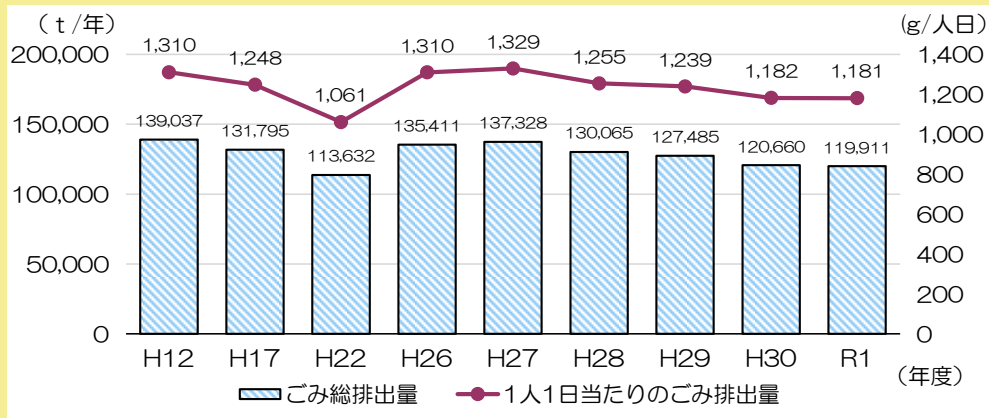


図1 ごみ総排出量の推移

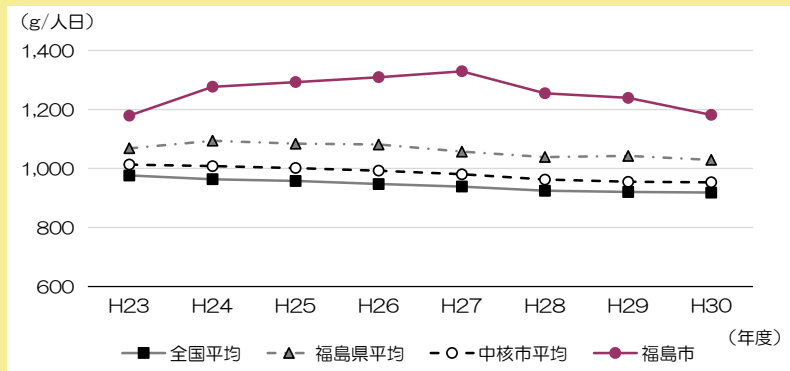


図2 1 人 1 日当たりのごみ排出量の比較

【現計画の実施状況】

現計画に基づき、ごみの減量化、資源化を進めるため、生活系ごみの有料化制度の導入の検討、イベント、出前講座等による意識の啓発、集団資源回収に対する支援等を実施してきました。

特に、平成31年以降、「ごみ減量大作戦～チャレンジごみ減量20%～」と称し、生ごみの水切り、食品ロスの削減、分別の徹底、たい肥化の徹底によるごみ減量化、資源化施策を重点的に展開しています。



【現計画の目標値と実績の比較】

ごみ総排出量、1人1日当たりのごみ総排出量、最終処分量は減少しているものの、目標達成のためには、更なるごみの減量化、資源化が必要です。

項目		実績	現計画目標	目標達成までの削減量
		R1	R2	
ごみ総排出量	t/年	119,911	91,600	▲28,311
1人1日当たりごみ総排出量	g/人日	1,181	890	▲291
リサイクル率	%	9.2	26.0	16.8
最終処分量	t/年	16,860	9,000	▲7,860

【ごみ処理の課題】

項目	課題
1. ごみの減量化、資源化	○ごみの減量化、資源化の意識の啓発 ○ごみの減量化、資源化に直接結び付く施策の実施
2. 収集・運搬	○迅速かつ適正な収集・運搬 ○安全なごみ収集・運搬の継続 ○高齢者社会の進行に伴うふれあい訪問収集の需要増
3. 中間処理	○災害等によりごみが集中して発生した場合の対応 ○処理に伴う環境負荷の低減 ○あぶくまクリーンセンター焼却工場の老朽化 ○精度の高い資源物の選別と資源化等の向上
4. 最終処分	○最終処分場の残余容量のひっ迫
5. 処理経費	○施設整備等による処理経費の増加
6. 適正処理困難物	○排出状況の把握 ○市民、事業者への周知の徹底
7. 不法投棄対策	○不適正排出や不法投棄の未然防止と早期発見
8. 災害廃棄物等対策	○災害廃棄物の迅速かつ適切な処理の実施
9. 感染症の流行時への対応	○廃棄物を通じた感染拡大の防止 ○廃棄物処理の継続

2. 基本理念と基本方針

基本理念：「持続可能な循環型社会の構築」

ごみ排出量が全国的に見て多いことから、より一層の発生抑制を進めるとともに、分別収集による資源物の徹底した回収、焼却・処理施設の適正な維持管理や老朽化による整備、自然災害にかかる災害廃棄物処理の体制、不法投棄対策など、廃棄物の発生から最終処分に至るまで、適正に資源が循環する仕組みによって、持続可能な循環型社会の構築を目指します。

基本方針1

環境にやさしい
ライフスタイルへの転換

消費生活を見直し、2R（リデュース、リユース）を優先的に進めます。やむを得ず排出されるごみについては、リサイクルを進め、環境負荷の少ないライフスタイルへの転換を図ります。

※リデュース：発生抑制、リユース：再使用

安全で効率的な収集運搬に努め、適正な中間処理と最終処分を推進します。

基本方針2

安定的・効率的な適正
処理の推進

基本方針3

パートナーシップの
活性化

ごみ問題に関する意識改革を促すため、市民・事業者・市が相互に連携しながら、ごみの削減に取り組みます。

3. ごみ処理の目標

「1人1日当たりのごみ排出量 890g 以下」の早期達成に向け、市民、事業者それぞれが主体的に取り組むことができるよう、生活系ごみ、事業系ごみの目標を定めました。

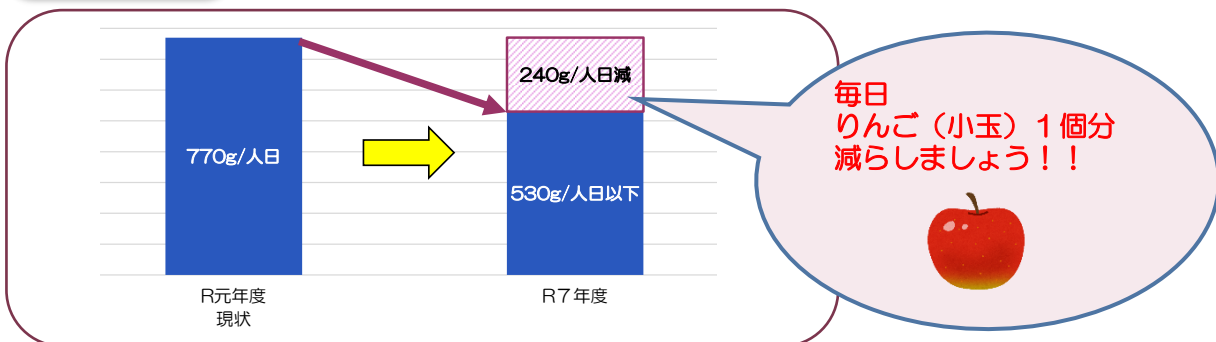
◆ 目 標 ◆

目標1

生活系ごみの目標

1人1日当たりの生活系ごみ排出量：530g 以下

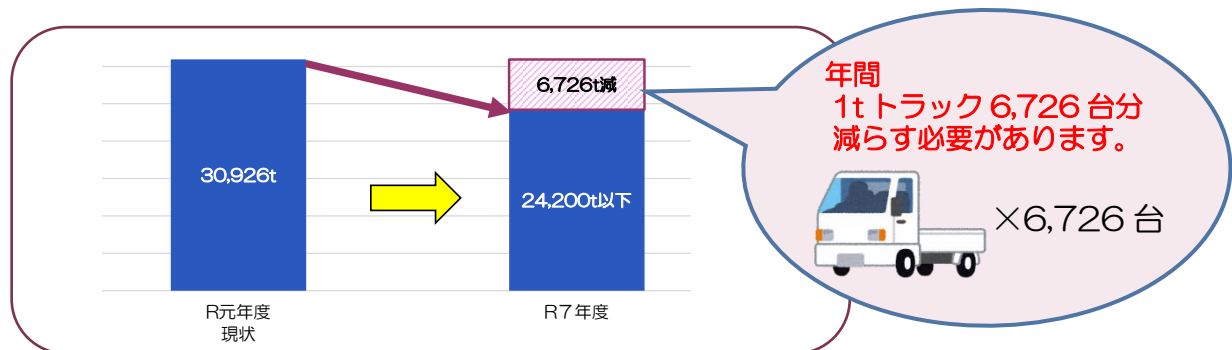
※生活系ごみは、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの合計量とし、資源物、集団資源回収量は含まない。



目標2

事業系ごみの目標

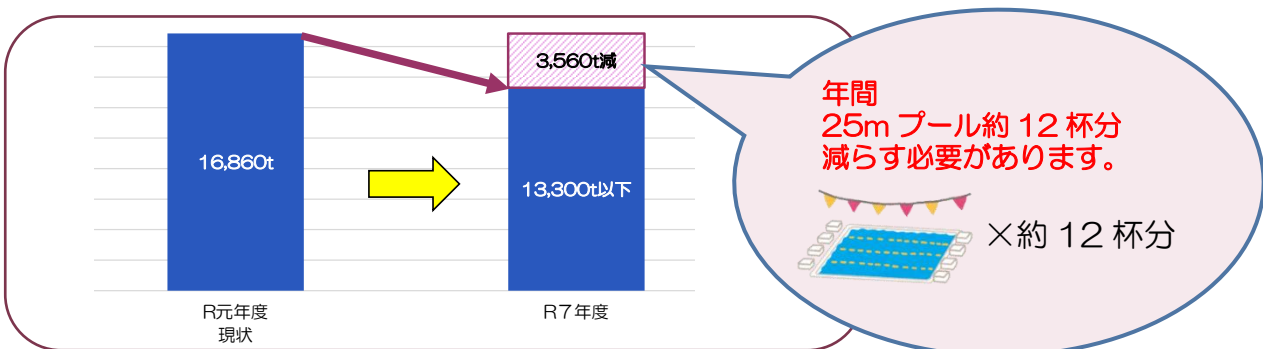
年間事業系ごみ排出量：24,200t 以下 (約 20%削減)



目標3

最終処分量の目標

年間最終処分量：13,300t 以下



4. 目標達成へ向けた取り組み

ごみの減量化、資源化及び適正処理の推進について、次の施策体系により、各種施策を実施します。

ごみの減量化、資源化の推進に関する施策

基本施策1 優先的な2R（リデュース、リユース）の推進

まずは、優先的に、ごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）の取り組みを積極的に進めます。

- (1)生活系ごみの2Rの推進
- (2)事業系ごみの2Rの推進
- (3)ごみ減量の意識啓発と環境教育の推進
- (4)生活系ごみ処理の有料化と事業系ごみ処理手数料の見直しの検討

基本施策2 分別の徹底とリサイクルの推進

基本施策1の取り組み後に発生する資源化可能なごみについては、再生利用（リサイクル）の取り組みを進めます。

- (1)生活系ごみのリサイクルの推進
- (2)事業系ごみのリサイクルの推進

ごみの適正処理の推進に関する施策

基本施策3 安定的・効率的な適正処理の推進

- (1)ごみの適正排出と安全で効率的な収集運搬の推進
- (2)安定的・効率的な適正処分と環境に配慮した施設整備の推進

【具体的な施策】

	施策内容
基本 施策 1 優先 的な 2R (リ デュ ース、 リユ ース) の 推 進	(1)生活系ごみの2Rの推進
	①ICTを活用したごみ排出量調査等の調査検討 ②「フードドライブ」活動の調査検討 ③再生品の提供事業等の利用拡大等 ④本のリサイクルショップ等の利用推進等 ⑤家庭用食器類のリユース事業の調査検討
	(2)事業系ごみの2Rの推進
	①事業者と連携した広報の強化 ②県と連携した事業の推進 ③市の率先的なペーパーレスの取り組み ④国、関係業界等への拡大生産者責任徹底の要請 ⑤ごみ減量推進計画書提出等の義務付けの調査検討 ⑥優良事業者を評価する仕組みの検討
	(3)ごみ減量の意識啓発と環境教育の推進
	[実効性のある情報発信] ①市ホームページ、SNS等による積極的な発信 ②各種イベントにおける広報 [市民参加の取り組み] ③エコバッグ使用の推進 ④市民のアイデアを活かした施策の実施 ⑤マイボトル利用の推進 ⑥ごみ減量化、資源化モニターの募集 [生ごみ・食品ロスの削減] ⑦生ごみの水切りの啓発 ⑧食品ロスダイアリー市民モニターの募集 ⑨エコレシピ等の広報 [環境学習機会の提供] ⑩出前講座等の継続等 ⑪実習を中心とした学習会の開催 ⑫小学生を対象とした環境教育の実施 [事業者の連携] ⑬販売店への簡易・適正包装拡大の要請 ⑭従業員へのごみ減量化、資源化の啓発の推進
	(4)生活系ごみ処理の有料化と事業系ごみ処理手数料の見直しの検討
	①生活系ごみのごみ処理有料化の検討 ②事業系ごみの処理手数料の見直しの検討

施策内容	
基本 施策2 分別の 徹底とリ サイクルの 推進	(1)生活系ごみのリサイクルの推進 ①新たな分別収集品目の拡大の調査検討 ②分別品目・出し方の広報 ③ごみ分別無料アプリ「さんあ〜る」の普及拡大 ④スーパー等での店頭回収の広報 ⑤集団資源回収の継続等 ⑥グリーン購入運動の推進 [生ごみのリサイクルの推進] ⑦生ごみ処理容器購入費助成の継続等 ⑧ダンボールコンポストの普及啓発 [紙類のリサイクル] ⑨雑がみの分別収集の実施 ⑩紙類の分別徹底の広報 [その他のリサイクルの推進] ⑪プラスチック類の分別徹底の広報 ⑫製品プラスチック資源化へ向けた調査検討 ⑬家庭用剪定枝粉碎機の貸与等の調査検討 ⑭使用済小型家電リサイクルの広報
	(2)事業系ごみのリサイクルの推進 ①事業系ごみの排出ルール of 広報 ②資源化可能な紙類の分別排出の推進 ③資源化可能な品目の拡充へ向けた調査 ④市の率先的な紙類等のリサイクルの取り組み ⑤草枝類再利用による地域資源循環の仕組み構築へ向けた調査検討
基本 施策3 安定的・ 効率的な 適正処理 の推進	(1)ごみの適正排出と安全で効率的な収集運搬の推進 [ごみの適正排出と集積所の適正な維持管理の推進] ①不適正な排出に対する指導の強化等 ②ごみ集積所の適正な維持管理の推進 ③事業系ごみの適正排出の推進 ④不法投棄監視員制度の継続等 ⑤適正処理困難物の排出状況把握と適正処理の推進 ⑥感染性を有する恐れのある在宅治療医療廃棄物の処分方法の周知 [安全で効率的な収集運搬の推進] ⑦収集品目拡大時の効率的な収集体制の構築 ⑧ICTを活用した収集状況確認システム等の調査検討 ⑨効率的な粗大ごみ申込システムの調査検討 ⑩ごみの直接搬入の事前予約制等の検討 ⑪ふれあい訪問収集の継続
	(2)安定的・効率的な適正処分と環境に配慮した施設整備の推進 [適正な中間処理の推進] ①中間処理施設の効率的な運営と長寿命化 ②あぶくまクリーンセンター焼却工場の再整備 ③施設整備時のPFI方式等の導入の検討 ④一般廃棄物処分業許可業者の適切な許可 [適正な最終処分の推進] ⑤浸出水処理施設の維持管理の徹底 ⑥搬入禁止廃棄物の混入防止 ⑦最終処分場の延命化 ⑧次期最終処分場の建設

(その他ごみ処理に関し必要な事項)

1. 災害廃棄物に関する事項	○災害廃棄物処理計画の策定
2. 感染症の流行時への対応	○ごみ出し時の感染拡大防止策の周知 ○廃棄物処理事業継続計画策定の推進

生活排水処理基本計画

1. 生活排水処理の現状

【生活排水処理形態別人口等の推移】

下水道水洗化人口と合併処理浄化槽人口が増加しています。

し尿、浄化槽汚泥の収集量は、単独処理浄化槽人口とし尿汲み取り人口が減少しているものの、合併処理浄化槽人口が増加していることから、横ばいで推移しています。

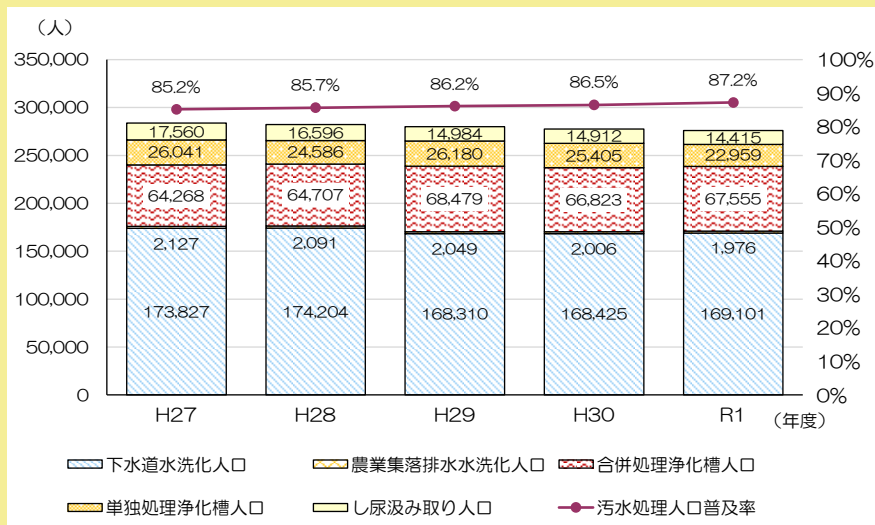


図3 処理形態別人口等

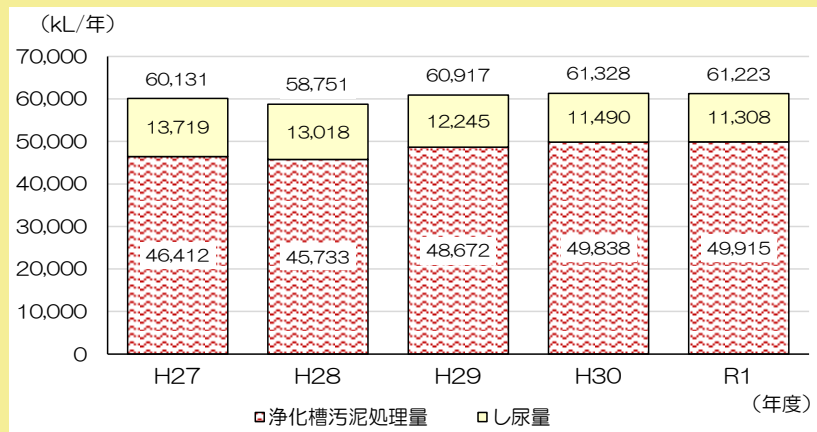


図4 し尿、浄化槽汚泥の収集量

【生活排水処理の課題】

項目	課題
1. 生活排水の未処理放流	◎公共用水域の汚染防止
2. 合併処理浄化槽の普及・促進	◎合併処理浄化槽の設置による水環境の保全
3. 適正な処理の推進	◎公共下水道の整備、合併処理浄化槽の普及等への対応

2. 基本理念・基本方針と目標

基本理念：「水資源の保全と公衆衛生の確保」

下水道の接続や合併処理浄化槽の設置等を推進し、生活排水処理率を向上することによって、河川への環境負荷を減らし、「水資源の保全と公衆衛生の確保」を目指します。

基本方針1
下水道への接続や
合併処理浄化槽の設置の促進

基本方針2
生活排水処理施設の
整備と適切な維持管理

生活排水処理については、「汚水処理人口普及率の向上」を目標とします！！



3. 目標達成に向けた取り組み

生活排水処理対策	
①単独処理浄化槽やし尿汲み取りに対する取組	単独処理浄化槽やし尿汲み取りは、公共下水道への接続及び合併処理浄化槽への転換を進めます。
②生活排水処理率の向上と水質改善	公共下水道への接続や合併処理浄化槽等の普及に努め、生活排水処理率を向上させ、公共水域の水質改善を図ります。また、合併処理浄化槽の補助制度等の周知を図ります。
③浄化槽の維持管理	河川への環境負荷を削減するため、浄化槽の定期的な保守点検や清掃、法定検査を実施するよう、周知を図ります。

(し尿・汚泥処理計画)	
し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬	○許可業者による収集運搬の継続
し尿及び浄化槽汚泥の処理	○下記処理施設による処理の継続 <ul style="list-style-type: none"> ・本市衛生処理場：飯坂、松川、飯野地区以外 ・伊達地方衛生処理組合し尿処理施設：飯坂地区 ・川俣方部衛生処理組合し尿処理施設：松川、飯野地区
処理施設の適正な維持管理	○施設の点検、改修等による長寿命化